

「人と知と物質で未来を創るクロスオーバーアライアンス」
アライアンス本部委員会内規

(趣旨)

第1条 この内規は、「人と知と物質で未来を創るクロスオーバーアライアンス」本部規程第6条第2項の規定に基づき、アライアンス本部委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、「人と知と物質で未来を創るクロスオーバーアライアンス」（以下、「アライアンス」という。）プロジェクトに関する次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) プロジェクト計画に関すること。
- (2) 研究計画に関すること。
- (3) 共同研究に関すること。
- (4) 予算に関すること。
- (5) 組織に関すること。
- (6) その他アライアンスプロジェクトの運営に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 本アライアンスを構成する各研究所の所長
 - (2) アライアンスマネジメント委員会（以下、「マネジメント委員会」という。）委員長及びマネジメント委員会副委員長
 - (3) その他アライアンス本部長（以下、「本部長」という。）が必要と認めた者 若干名
- 2 前項の委員は、本部長が委嘱する。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、本部長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し主宰する。
- 4 副委員長は、アライアンス副本部長をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に支障のあるときは、その職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会に関する事務（他研究所が行うものを除く。）は、東北大学多元物質科学研究所で行う。

(雑則)

第8条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則
この内規は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。